

附属書二(第二章関係) 第二十条及び第二十二条の規定に関連するペルーの措置

1 第二十条及び第二十二条1の規定は、ペルーがとる措置であつて、次に掲げるものについては、適用しない。

- (a) 中古の衣類及び履物に関する措置であつて、二千五年五月二十三日の法律第二八五一四号及びその修正に基づくもの
- (b) 中古車並びに中古の自動車用のエンジン、部品及び補充品に関する措置であつて、千九百九十六年八月三十日の政令第八四三号、二千年九月二十日の緊急政令第〇七九―二〇〇〇号及び二千八年十二月十八日の緊急政令第〇五〇―二〇〇八号並びにそれらの修正に基づくもの
- (c) 中古のタイヤに関する措置であつて、千九百九十七年六月七日の大統領令第〇〇三―九七―S A号及びその修正に基づくもの
- (d) 放射性物質をエネルギー源として使用する中古の産品、機械及び設備に関する措置であつて、二千二年六月十九日の法律第二七七五七号及びその修正に基づくもの

2 注釈 (a)から(d)までに規定する修正は、この協定の効力発生の日において効力を有するものをいう。

1 に規定する措置の継続、更新又は修正は、この協定に適合する範囲内で認められる。